

# 第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性について（答申）（概要）

## 1 諮問事項（令和2年8月31日）

諮問事項 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方向性及び新たな人権課題の対応策について

諮問理由 本市では、平成27年3月、川崎市人権施策推進基本計画を策定し、同計画に基づき、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項では「市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（中略）を策定するものとする」と規定し、同条例附則第2項では「この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす」と規定しています。「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、現行の川崎市人権施策推進基本計画については、今般、計画期間の満了（令和8年3月）前に、改定することを検討しており、その改定（策定）の方向性について、とりまとめたため諮問するものです。 （答申期限：令和3年3月31日）

また、社会状況の変化等により、インターネットを利用した人権侵害など、新たな人権課題も生じており、「人権を尊重し、共に生きる社会」を目指している本市としては、こうした新たな人権課題を再度認識し、着実に取組を進めていく必要があり、当該人権課題への対応策についても、とりまとめたため諮問するものです。 （答申期限：令和4年3月31日）

## 2 答申の構成

### (1) はじめに

- ・計画等の変遷、諸外国の取組、川崎市の状況 等

### (2) 審議経過

- ・第1回～第5回協議会の経過、  
（現行基本計画、基本計画の方向性 等）

### (4) おわりに

- ・基本計画の位置付け、人権施策推進の期待 等

## (3) 答 申

### 項目1 人権に関する施策の基本理念の方向性

1. 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの実現に向けての「基本計画」における「人権に関する施策の基本理念」は、個人の尊重に立脚した、「差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話」の4項目を明確に定める必要がある。
  2. 人権保護の核心は、日本国憲法第13条によって保障されている「個人の尊重」である。平等、差別の禁止、多様性の尊重、自由及び諸権利の保護は、個人の尊重を基盤としている点に留意し、「基本計画」を策定することが必要である。
  3. 高齢者や障がい者等のように、自由や権利の確保に当たって、自治体や公権力による積極的な施策を必要とする人々に関しても、個人の尊重、すなわち「意思決定の尊重」がベースとなる。「基本計画」は、個人の意思決定を支えるための施策であることに留意することが必要である。
  4. 差別禁止、多様性の尊重という施策の実効性を高めるために、当事者に対する具体的な「相談・人権救済、自立支援の充実」に力点を置くことが必要である。
  5. 施策の実施によってどの程度人権保護が実現したのか、すなわち、川崎市が「人権保護に関する市民との約束をいかに果たしたか」を明らかにし、施策の進展に繋げるため、「市民との対話」を理念として掲げることが不可欠である。
- \* 「市民との対話」とは、施策の策定への参画はもちろん、施策の実施、実施された施策の実効性の評価、その評価に対する市からの改善策の提示などの全てのプロセスを含む。

### 項目2 人権に関する施策の基本目標の方向性

- ・「人権に関する施策の基本目標」には、「人権に関する施策の基本理念（差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話）」を施策へ繋げるために、以下のような具体的な目標が必要である。
1. 市、事業者、市民による「差別的取扱い」と「不当な差別的言動」をなくすこと。
  2. あらゆる分野で「多様性の尊重」を推進すること。
  3. 「相談、人権救済、自立支援」が、それを必要とする人に確実に届くこと。
  4. 「市民との対話」を通じて施策の実効性を高めること。特に、可視化されにくい人権問題のあること、声の届きにくい当事者がいることに留意した「対話」を目指すこと。

### 項目3 人権に関する基本的施策の方向性

1. 「人権に関する基本的施策」は、人権に関する施策の基本理念である「差別禁止」及び「多様性の尊重」を施策のあらゆる分野において実現されるように、分野横断的な検討が必要である。
2. インターネットを利用した人権侵害は、時代や社会状況の変化等とともに、人権に関する影響が大きく、「人権に関する基本的施策」の全体にも関わるものとなっていることから、「インターネットによる人権侵害に係る取組」については、新たな分野として独立させるべきである。

### 項目4 人権に関する施策に係る評価における「市民との対話」の重要性

1. 人権に関する施策は、実効性を高めることが最も重要である。そのためには、施策の進展に関して「市民との対話」の機会を設け、さらに対話の成果を市民にフィードバックすることが必要である。
2. 「人権に関する施策」の進行管理に関しては、当事者の視点からの検証を導入することが望ましい。
3. 施策に係る評価結果については、課題や改善点を抽出した上で、定期的に本協議会へ報告し、本協議会からの意見などを施策に反映する仕組みとすべきである。

## 3 今後の予定

- ・川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（答申） 令和3年3月25日 市長応接室（第3庁舎6階） ※会長（副会長同席）から市長へ答申
- ・「基本計画」の改定作業 令和3年度中（令和4年3月 改定（策定）予定）